## 林業経営者名簿

#### 登録者情報

五外口旧拟						_
	登録年月日					
登録番号	(登録情報の 変更年月日)	登録期間	認定事業主	事業(活動)区域		
R5-8	R5.6.27	R5.6.27~R9.3.31	0	相双地区		
商号又は名称		代表者氏名	主たる事務所 の所在地		電	話番号
株式会社ガイアワーク		本城 秀行	Ⅰ		052-720-5959 (0244-32-1027)	

上段:本社、下段:東北支店

## 1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	サカン サカン サンド サンド カンド カンド カンド カンド カンド カンド・カンド カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カ				雇用に関する 文書交付の有無						
	人 人)	(	2 人 2 人)		有	有					
		<b></b>	土会・労働	保険	等への加	入状》	兄				
労災保険	労災	保険料率	雇用保	険	健康保	険	厚生年金	金保険	退職	金共	済等
12	(	% 6	12	人	12	人	12	人	1	2	人
登録情報の変更時点の状況(年月日)											
作業職員数	林業現場 作業職員数 (うち常用) 事務系等					雇用に関する 文書交付の有無					
	人		人								
(	人)	(	人)								
社会・労働保険等への加入状況											
労災保険	労災	保険料率	雇用保	険	健康保		厚生年金	金保険	退職	金共	済等
人		%		人		人		人			人

5年後の目標 (うち常用) 15 人 ( 15 人)

- ※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が 定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- ※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。
- 注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

### 2. 技術者・技能者の数

技術者·技能者数									
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士				
1 人	人	人	人	人	人				
	技術者·技能者数								
技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監理士)							
7	3 人	Д	人	人					

- 注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け 10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を 修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
- 注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合 監理の区分に合格した者のこと。

# 3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラッ プル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ			
1 台	台	台	1 台	台	台	1 台	台	台	台	台
			登録情報の	の変更時点	原の状況(	年	月 日)	)		
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
5年後の目標										
2 4	4	4	1 4	4	4	1 4	4	4	4	台
2 台	台	台	1 台	台	台	1 台	台	台	台	

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。 上記以外の林業機械がある場合は、表右側の空欄に記載すること。

#### 4. 事業量等

ſ		<del>************************************</del>	<b>雲績【事業期間</b>	令和3年4月1日	日~令和4年3月	31日]		
				素材	生産			
			主 伐					
		面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (㎡/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (㎡/人日)	
	直営	4	800	10	60	4,000	5	
	請負							
	合計	4	800		60	4,000		
П			造林事業		左記以外の		素材生産の	造林の請負
		植 付(ha)	下刈り(ha)	その他	本能の 林業の 事業量	事業区域	請負がある場合は、主な業 者名を記載	がある場合 は、主な業者 名を記載
	直営		40		90			
	請負					相双地区		
	合計		40		90			
		<u> </u>	登録情報の変更			月 日~ 年 月	月日】	
				素材	生産			
			主伐	1.1				
		面 積(ha)	材 積(㎡)	生産性 (㎡/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (㎡/人日)	
	直営							
	請負							-
	合計							
		造林事業			左記以外の		素材生産の	造林の請負
		植 付(ha)	下刈り(ha)	その他	本業の 事業量	事業区域	請負がある場合は、主な業 者名を記載	がある場合 は、主な業者 名を記載
	直営					県		
	請負							
	合計					市(町、村)		

ſ		5年後の目標【事業期間 令和8年4月1日~令和9年3月31日】									
		素材生産									
			主 伐			間伐					
		面 積(ha)	材 積(㎡)	生産性 (㎡/人日)	面 積(ha)	材 積(㎡)	生産性 (㎡/人日)				
1	直営	20	4,500	12	50	3,500	7				
	請負										
	合計	20	4,500		50	3,500					
		造林事業			左記以外の		素材生産の	造林の請負			
		植 付(ha)	下刈り(ha)	その他	本能の外の 林業の 事業量	事業区域	請負がある場合は、主な業 者名を記載	がある場合 は、主な業者 名を記載			
	直営	0.1	40	165	300	_					
	請負				·	相双地区					
	合計	0.1	40	165	300						

- ※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。
- ※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。
- ※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- ※目標年次としては、3年後もしくは5年後を選択し、記載すること。
- ※素材生産量は丸太材積とすること。
- ※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。
- ※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- ※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 主伐後の再造林の確保			
(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制 ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施 する体制	有して 今 いる	後整備 する 〇 (	4 年後)
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称:		)	年後)
※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項 ※「今後整備する」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組 何年後に取り組む予定かを記載。		<sup>-</sup> る場合にチ	・ェックし、
(2)適切な更新	取り組ん(含でいる)	う後取り 組む 	年後)
<ul><li>自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施</li></ul>			十1久/
・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等 に対する適切な更新の働きかけ		0 (	3 年後)
※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目 ※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組 何年後に取り組む予定かを記載。		る場合にチ	ェックし、
6. 生産管理の取組	取り組ん 今	う後取り 組む	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	0	(	年後)
・作業システムの改善	0	(	年後)
・その他(			
※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目 ※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む 何年後に取り組む予定かを記載。		·る場合にチ	ェックし、
7. 原木の安定供給・流通合理化等	取り組ん 今	う後取り 組む	
・製材工場等需要者との直接的な取引	0	(	年後)
(取引先名:朝田木材産業株式会社 )			
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名:		)	年後)
・その他 ( ※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項	目にチェック	۰	J

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、 何年後に取り組む予定かを記載。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化	取り組ん 今後取り
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	でいる 組む 〇 ( 3年後)
・コンテナ苗の使用	〇 ( 3 年後)
・低密度植栽	年後)
・下刈りの省略	年後)
・その他 (	
※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。	6.1.40大辛ウナナナ7.41.人
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取何年後に取り組む予定かを記載。	以り組む息回を有する場合にナエックし、
9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定·遵 策定·遵 守済  守予定
・経営体独自の行動規範の策定	年後)
・所属する業界団体等による行動規範の策定	年後)
(策定主体:	
・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守	〇 ( 2 年後)
(策定主体:福島県 ・その他 (	
※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目に	ノ <b>チェック</b> 。
※「策定・遵守予定」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に し、何年後に取り組む予定かを記載。	<b>工取り組む意向を有する場合にチェック</b>
10. 雇用管理の改善	取り組ん 今後取り でいる 組む
・現場作業員の常用化	〇 ( 年後)
・現場作業職員への月給制の導入	〇 ( 年後)
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	〇 ( 3 年後)
・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入	〇 ( 年後)
・その他(	

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、 何年後に取り組む予定かを記載。

11. 労働安全対策等	取り組ん		
・リスクアセスメント	でいる	組む O (	2 年後)
・防護具等の着用の徹底	0	(	年後)
・作業現場の安全巡回	0	(	年後)
・専門家による安全診断・指導		0 (	2 年後)
・その他(			
※該当する項目にチェック。 ※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取 何年後に取り組む予定かを記載。	り組む意向を有す	る場合にチ	ェックし、
12. その他知事が定める情報			

- 注1 その他知事が定める情報には、地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、 表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価 等)、指名停止処分の状況等を記載すること。
- 注2 注1のうち、実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。